

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	五條市国民健康保険資格・給付に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険資格・給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和5年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ※給付に際し、公金受取口座情報の利用を希望した場合には当該口座情報の照会を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」）】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）（以下「支払基金等」）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険（資格）システム、国民健康保険（給付）システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険（資格）ファイル・国民健康保険（給付）ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条及び第53条 (特定個人の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	すこやか市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
平成28年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条、第21条別表第二の42、43	【情報照会】 番号法19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 【情報提供】 ・番号法19条第7号 別表第2の1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97及び106の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条	事後	
平成28年2月1日	5. 評価実施機関における担当 部署	保険課長 稲次裕美	保険課長 上田喜輝	事後	
平成28年2月1日	II しい判断項目 1. 対象人数 集計時点	平成26年10月31日時点	平成28年2月1日時点	事後	
平成28年2月1日	II しい判断項目 2. 取扱者数 集計時点	平成26年10月31日時点	平成28年2月1日時点	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務②事務の概要	国民健康保険法に基づき被保険者の資格の得喪・変更の事務処理をし、被保険者証やその他認定証や受給者証など関係証を交付する。また国保の制度に基づき給付事務を行っている。	国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務③システムの名称	国民健康保険(資格)システム・国民健康保険(給付)システム・中間サーバ	国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税賦課・徴収ファイル	国民健康保険(資格)ファイル・国民健康保険(給付)ファイル	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 【情報提供】 ・番号法19条第7号 別表第2の1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97及び106の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条 (特定個人の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条	(特定個人情報の提供) ・番号法19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条 (特定個人の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	保険課長 上田 喜輝	保険課長 田中 加代	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年6月1日	II しい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年6月1日	II しい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I. 5、②所属長	保険課長 田中 加代	保険課長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年8月25日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	以下を追加。 【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」）】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）（以下「支払基金等」）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ	事前	制度改正
令和2年8月25日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	国民健康保険（資格）システム、国民健康保険（給付）システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険（資格）システム、国民健康保険（給付）システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	制度改正
令和2年8月25日	個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正
令和2年8月25日	情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	（特定個人情報の提供） ・番号法19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条 （特定個人の照会） ・番号法第19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第25条	（特定個人情報の提供） ・番号法19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条 （特定個人の照会） ・番号法第19条第7号 別表第2の42及び43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第25条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正

[illegible]

[illegible]